住宅の被害状況に関する申出書
（住宅の応急修理に関する参考資料）

令和　　年　　月　　日

大網白里市長　あて

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、**自らの資力で**修理を行うことができず、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、**必要最小限の修理**を行うものです。

１　応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※　この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　床について　１の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※　床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

□　床組　または　下地板　が壊れている。
□　下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
□　仕上材のみの不具合　→　制度の対象外です。

３　壁について　１の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、　①　柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）
②　柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
③　柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ　　からなっています。）

□　柱・はり　または　下地板　が壊れている。
□　下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
□　下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
□　壁紙がはがれているのみ　→　制度の対象外です。

４　屋根について　１の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。）

□　屋根の下地材が壊れている。
□　雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、１室以上を使用できない。
□　屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微　→　制度の対象外です。